

鳥取県告示第561号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年9月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大山綿の花

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

荒田 楠

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡大山町東坪505

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また、誇りを持って地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。